

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- ・ 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持参して
新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類（有効期限内のもの）

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 資格確認書（保険証） ・ 年金手帳※
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転出

※代表的な手続きを記載しているため、世帯の状況によっては追加の手続きが必要になる場合があります

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード		転出先の市町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市町村にご相談ください			
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			住民課窓口係	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金

	国民健康保険に加入している方 →70 歳から 74 歳までの方 →修学のために転出する方 →住所地特例に該当する施設に転出する方 →世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・国民健康保険の喪失 ・資格確認書の返却	資格確認書		保険健康課 保険医療係	
		資格確認書兼高齢受給者証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証			
		負担区分等証明書の受取 （郵送の場合有） ※転出先へ提出してください				
		転出先で引き続き福智町の保険証を使う手続き	学生証または在学証明書 在園証明書			
		・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却 負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください（県外のみ）	後期高齢者医療資格確認書等			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
	海外へ出国する方	国民年金の任意加入年金についてのご相談				

高 齢	65 歳以上の方 →住所地特例に該当する施設に転出する方	保険証の返却 ・ 保険証の返却 ・ 介護保険資格者証の交付	介護保険証		福祉課 高齢者支援係	
	要介護認定を受けていた方	介護保険資格者証の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証			
障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・ 受給者資格変更届 または喪失届	重度障がい者医療証 (交付されている方)		保険健康課 保険医療係	
こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	※学校にご相談ください		学校で手続きをしてください	
	児童手当を受給している方 (0 歳～中学生)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに 注意してください		こども課 こども支援係	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0 歳～中学生)	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証		保険健康課 保険医療係	
	妊娠中の方	福智町の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください			こども課 こどもすこやか係	
	保育園に入園しているお子さんがある方	退園手続き			こども課こども支援係	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		こども課 こども支援係	
		ひとり親家庭等医療費助成の資格 変更届または喪失届	ひとり親家庭等医療証		保険健康課 保険医療係	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係	
税・料金	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、 「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類 (免許証など)		税務課	
	水道の使用をやめる方	使用中止届	田川広域水道企業団または インターネットで手続きできます		田川広域水道企業団 料金センター 0947-23-2171	
	公共浄化槽の使用をやめる方 ※赤池地区の一部・東ヶ丘地区の汚水処理施設の方のみ	使用廃止届	※受付窓口でご相談ください		住民課環境衛生係	

税・料金	原付自転車・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税） ナンバープレートの返却	※受付窓口でご相談ください		税務課	
	軽自動車(二輪以外)所有している方	※軽自動車検査協会福岡主管事務所筑豊支所でご相談ください			軽自動車検査協会 筑豊支所 050-3816-1753	
	125 ccを超え 250cc 以下のバイク、二輪の 小型自動車（250 cc超）を所有している方	※筑豊自動車検査登録事務所でご相談ください			筑豊自動車検査登録 事務所 050-5540-2080	
	土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			税務課	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談				
	未納となっている税や料金等のご相談	納付相談				
その他	町営住宅を退去する方	町営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください		住宅課 公営住宅係	
	犬を飼っている方	犬の届出	福智町で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		転出先の市町村	
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	※予約制（粗大ごみ専用シールが必要） 受付窓口でご相談ください。		住民課 環境衛生係	

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままで有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住民課窓口で早急に取消の手続きをしてください。



福智町役場

〒822-1292 福智町金田 937-2

役場代表電話
0947-22-0555

開庁時間 あさ **8 時 30 分** ～ 夕方 **5 時 15 分**
(土曜・日曜・祝日・年末年始の閉庁日はお休みです)

公式ホームページ



公式 LINE

